

自己資本の充実の状況（自己資本比率規制 第3の柱）

本開示については、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（金融庁告示第8号）」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等で定められている自己資本比率規制の第3の柱に対応する定性的および定量的な事項（標準的手法、国内基準）について記載しています。

【定性的な開示事項】

1 連結の範囲に関する事項

- (1)自己資本比率告示第3条又は第20条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

該当ございません。

- (2)連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な子会社の名称及び主要な業務の内容

16ページに掲載しております。

- (3)自己資本比率告示第7条又は第26条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

該当ございません。

- (4)信用金庫法（昭和26年法律第238号）第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの若しくは同項第11号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

該当ございません。

- (5)連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ございません。

2 自己資本調達手段の概要

自己資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。当期末の自己資本額のうちコア資本に係る基礎項目の額は、過去の内部留保の積み上げである利益剰余金等以外は、会員の皆さまより出資いただいた普通出資金等が該当します。コア資本に係る調整項目につきましては、主に意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額等が該当します。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	福岡ひびき信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	3,353百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

3 自己資本の充実に関する評価方法の概要

当金庫並びに連結グループは、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げにより自己資本の充実に取り組んでいます。

4 信用リスクに関する事項

〔信用リスク管理の方針及び手続きの概要〕

当金庫および連結グループでは、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであると認識し、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」ならびに「信用リスク管理規程」を制定するとともに審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。

信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施するとともに、信用リスクの計量化等により信用リスクの把握・管理を行い、資産の健全化に努めています。

信用コストである貸倒引当金は、「資産査定等に関する償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定した、貸倒実績率を基に算出しています。算出結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

〔標準的手法が適用されるポートフォリオについて〕

- (1)信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
当金庫および連結グループは、標準的手法を採用しています。
- (2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社の格付機関を採用しています。
- ① S&P（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス）
 - ② Moody's（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）
 - ③ R&I（株式会社 格付投資情報センター）
 - ④ JCR（株式会社 日本格付研究所）
- なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていない。

5 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法（Credit Risk Mitigation）とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫お

および連結グループでは、融資の審査に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から検討し、担保又は保証に過度に依存しない融資姿勢に徹しています。ただし、担保又は保証が必要な場合には、金庫が定める「融資基本要領」により、適切な事務取扱いに則り、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

お客様が、期限の利益を失われた場合には、預金相殺を用いる場合があります。金庫が定める「融資事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻し充当いたします。なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、上場株式、保証、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、独立行政法人住宅金融支援機構の住宅融資保険付債権については、政府保証と同様、その他保証会社・金融機関等による保証は、適格格付機関が付与している格付により判定しています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

6 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

〔リスク管理の方針及び手続の概要〕

当金庫および連結グループでは、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、又当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っています。具体的な派生商品取引は、金利関連取引として、金利スワップ取引、通貨関連取引として、為替先物予約取引、有価証券関連取引として、債券オプション取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一取引相手に対して担保の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、まったく心配ありません。

以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めています。また、長期決済期間取引は該当ありません。

7 証券化エクスポージャーに関する事項

〔リスク管理の方針及び手続の概要〕

証券化とは、金融機関が保有する債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化を図ることを指します。

一般的には証券の裏付となる原資産の保有者であるオリジ

ネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入する場合があります。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて資金運用会議、及びALM委員会に諮り、適切なリスク管理に努めています。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「余裕資金運用要領」に基づき、適正な運用・管理を行っています。

〔証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称〕

当金庫は標準的手法を採用しています。

〔証券化取引に関する会計方針〕

当該会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

〔証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称〕

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社の格付機関を採用しています。

- ① S&P（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス）
- ② Moody's（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）
- ③ R&I（株式会社 格付投資情報センター）
- ④ JCR（株式会社 日本格付研究所）

尚、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

8 オペレーショナル・リスクに関する事項

〔リスク管理の方針及び手続の概要〕

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。

オペレーショナル・リスクに含まれるリスクを「事務リスク」、「システムリスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」、「法務リスク」の6つのリスクに分類し、確実にリスクを認識・評価する管理態勢となっております。また、これらのリスクについてリスク管理委員会で協議・検討しており、必要に応じて理事会へ報告を行っております。

〔オペレーショナル・リスク相当額の算出方法の概要〕

- ① オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当金庫及び連結グループは標準的計測手法を採用しています。
- ② BIの算出方法
BIは自己資本比率告示第305条第2項に基づき、金利要素、役務要素および金融商品要素を合計して算出し

ております。

③ ILMの算出方法

ILMは自己資本比率告示第306条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

④ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した連結グループの有無該当ありません。

⑤ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

9 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、リスク管理担当役員に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にリスク管理委員会等へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用要領」に基づいた適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

10 銀行勘定における金利リスクに関する事項

（リスク管理の方針及び手続の概要）

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の金利リスクや、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度等の計測を行い、ALM委員会及びリスク管理委員会で協議検討するとともに、必要に応じて理事会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

（内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法）

IRRBBにおける金利リスク算定手法の概要は、以下の通りです。

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	5.6年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	10年
コア預金モデル及びその前提	コア預金内部モデルを使用しております。景気指標を参考にモデル化しております。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提
複数の通貨の集計方法及びその前提	金利リスクの正値を合算、通貨間の相関等は考慮しておりません。
スプレッドに関する前提	スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	令和4年度よりコア預金内部モデルを使用し計測しております。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	Δ EVE、 Δ NII：コア預金内部モデルを使用している為、前年度と比較し流動性預金の計測方法は変更となっております。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	令和7年度の重要性テスト（金利リスク（ Δ EVE）/自己資本の額）結果は3.774%となっております。

統合的リスク管理において計測している金利リスク量を内部管理上使用しており、以下の前提に基づいて算定しております。

計測手法		VaR（分散共分散法）
コア預金	対 象	流動性預金全般（当座預金、普通預金、貯蓄預金等）
	算出方法	コア預金内部モデル
	満 期	平均5.2年
信 頼 水 準		99.00%
保 有 期 間		6ヶ月（120日）
観 測 期 間		1年（240日）
リスク量計測の頻度		月次

【自己資本の充実の状況 単体編】

1. 自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	54,155	55,383
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,382	3,353
うち、利益剰余金の額	50,856	52,117
うち、外部流出予定額(△)	63	62
うち、上記以外に該当するものの額	△ 19	△ 24
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	671	516
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	671	516
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	54,826	55,900
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	298	343
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	298	343
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	298	343
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	54,528	55,557
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	486,039	437,361
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケットリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	32,772	34,828
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	518,812	472,189
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	10.51%	11.76%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	486,039	19,441	437,361	17,494
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	449,539	17,981	384,701	15,388
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,104	84	351	14
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	70	2	170	6
国際開発銀行向け	200	8	300	12
地方公共団体金融機構向け	50	2	100	4
我が国の政府関係機関向け	240	9	788	31
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	15,531	621	24,364	974
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,870	74	2,480	99
カバード債券向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	131,240	5,249	134,270	5,370
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	38,932	1,557	37,522	1,500
トランザクター向け	678	27	668	26
不動産関連向け	104,770	4,190	93,789	3,751
自己居住用不動産等向け	79,908	3,196	75,752	3,030
賃貸用不動産向け	1,268	50	12,811	512
事業用不動産関連向け	23,593	943	5,225	209
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	41,441	1,657	28,735	1,149
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	3,442	137	4,008	160
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,490	59	1,712	68
取立未済手形	43	1	29	1
信用保証協会等による保証付	2,132	85	2,469	98
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	6,932	277	10,717	428
上記以外	100,915	4,036	45,371	1,814
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	67,190	2,687	21,999	879
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	5,136	205	4,584	183
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	9,957	398	3,510	140
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	8,908	356	5,918	236
上記以外のエクスポージャー	9,721	388	9,358	374
② 証券化エクスポージャー	3,171	126	1,302	52
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	3,171	126	1,302	52
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	31,755	1,270	51,357	2,054
ルック・スルー方式	31,755	1,270	46,335	1,853
マナデート方式	—	—	5,021	200
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	1,572	62	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	32,772	1,310	34,828	1,393
BI	21,848		23,219	
BIC	2,621		2,786	
ハ. 単体リスク・アセットの額の合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	518,812	20,752	472,189	18,887

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことでです。

① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③ 3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の期末残高＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー		
				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		有価証券等		デリバティブ取引				
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	
国	内	821,084	821,870	429,661	421,798	361,864	297,271	6,744	－	1,869	1,639	
国	外	68,912	78,327	－	－	68,912	78,327	－	－	－	－	
地域別合計		889,996	900,198	429,661	421,798	430,776	375,599	6,744	－	1,869	1,639	
製	造	業	49,506	44,857	22,302	22,598	27,204	22,259	－	－	45	220
農	業	、	159	235	159	235	－	－	－	－	－	－
漁	業		125	115	125	115	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業			36	2,256	36	32	－	2,223	－	－	－	－
建	設	業	60,643	57,218	58,286	55,817	2,357	1,400	－	－	189	141
電気・ガス・熱供給・水道業			13,908	15,628	1,058	955	12,850	14,673	－	－	－	－
情	報	通	7,066	8,284	863	861	6,203	7,423	－	－	5	1
運	輸	業	14,770	19,185	9,453	9,506	5,317	9,679	－	－	8	128
卸	売	業	38,479	38,769	35,576	34,031	2,903	4,738	－	－	216	142
金	融	業	160,136	208,677	9,243	11,605	144,148	197,072	6,744	－	24	2
不	動	産	176,863	103,552	94,637	93,446	82,226	10,106	－	－	233	142
物	品	賃	11,022	3,275	2,509	2,664	8,512	610	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業			3,669	4,093	3,560	4,093	108	－	－	－	10	2
宿	泊	業	813	748	813	748	－	－	－	－	2	0
飲	食	業	8,867	8,459	8,867	8,459	－	－	－	－	167	171
生活関連サービス業、娯楽業			5,902	4,320	5,901	4,317	1	2	－	－	5	15
教育、学 習 支 援 業			1,887	7,711	1,887	7,711	－	－	－	－	－	7
医	療	、	16,400	16,702	16,398	16,670	2	31	－	－	0	22
そ の 他 の サ ー ビ ス			14,730	6,893	13,187	6,860	1,543	33	－	－	288	116
国・地方公共団体等			78,394	113,311	14,430	17,054	63,964	96,257	－	－	－	－
個	人		121,328	119,524	121,328	119,524	－	－	－	－	669	524
そ	の	他	105,280	116,375	9,033	4,487	73,434	9,086	－	－	－	－
業種別合計		889,996	900,198	429,661	421,798	430,776	375,599	6,744	－	1,869	1,639	
1 年 以 下		203,551	205,965	57,668	57,913	145,883	148,051	－	－			
1 年 超 5 年 以 下		94,133	129,355	42,328	65,097	51,804	64,257	－	－			
5 年 超 10 年 以 下		140,689	150,121	103,016	83,928	37,673	66,192	－	－			
10 年 超		347,493	294,887	224,056	213,208	123,436	81,679	－	－			
期間の定めのないもの		104,128	119,868	2,591	1,649	71,979	15,417	6,744	－			
残存期間別合計		889,996	900,198	429,661	421,798	430,776	375,599	6,744	－			

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、買入金銭債権、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

13ページに記載しております。

八、業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	113	45	45	283	9	1	103	43	45	283	—	18
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	299	308	308	282	—	2	299	305	308	282	22	32
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	11	22	22	8	—	12	11	10	22	8	—	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業	15	20	20	8	—	7	15	12	20	8	—	11
卸 売 業 ・ 小 売 業	206	262	262	257	2	23	204	239	262	257	178	34
金 融 業 ・ 保 険 業	6	5	5	0	0	1	5	3	5	0	—	0
不 動 産 業	113	293	293	286	—	1	113	292	293	286	—	2
物 品 賃 貸 業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	2	2	0	—	0	1	1	2	0	20	1
宿 泊 業	3	2	2	2	—	2	3	0	2	2	—	—
飲 食 業	99	176	177	183	4	0	94	176	177	183	11	1
生活関連サービス業、娯楽業	14	17	17	12	0	0	13	16	17	12	1	5
教育、学習支援業	2	—	—	5	—	—	2	—	—	5	—	—
医 療 、 福 祉	17	62	62	134	2	—	14	62	62	134	9	1
その他のサービス	39	38	38	27	0	—	38	38	38	27	6	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	13	12	12	19	0	—	13	12	12	19	—	19
合 計	957	1,270	1,270	1,515	22	54	935	1,216	1,270	1,515	250	128

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二、標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現 金	5,093	—	5,093	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	150,106	—	150,106	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,814	—	3,008	—	2,104	70%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	16,340	—	16,340	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	700	—	70	—	70	100%
国際開発銀行向け	1,002	—	1,002	—	200	20%
地方公共団体金融機構向け	500	—	500	—	50	10%
我が国の政府関係機関向け	2,400	—	2,400	—	240	10%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	75,660	—	75,660	—	15,531	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,372	—	6,372	—	1,870	29%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	176,668	734	168,931	733	131,240	77%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	71,200	23,536	64,025	2,367	38,932	59%
トランザクター向け	—	19,984	—	1,998	678	34%
不動産関連向け	137,585	—	136,912	—	104,770	77%
自己居住用不動産等向け	120,914	—	120,338	—	79,908	66%
賃貸用不動産向け	851	—	845	—	1,268	150%
事業用不動産関連向け	15,818	—	15,729	—	23,593	150%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	41,441	—	41,441	—	41,441	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	3,179	26	3,105	2	3,442	111%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,581	—	1,581	—	1,490	94%
取立未済手形	219	—	219	—	43	20%
信用保証協会等による保証付	59,270	7	57,966	0	2,132	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株 式 等	6,093	—	6,093	—	6,932	114%
合 計					455,943	

（単位：百万円）

		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		令和7年度					
現金		4,379	—	4,379	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		127,563	—	127,563	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		3,103	—	3,103	—	351	11%
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		43,343	—	43,343	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		1,704	—	1,704	—	170	10%
国際開発銀行向け		1,503	—	1,503	—	300	20%
地方公共団体金融機構向け		1,000	—	1,000	—	100	10%
我が国の政府関係機関向け		13,016	—	13,016	—	788	6%
地方三公社向け		502	—	502	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		103,771	—	103,771	—	24,364	23%
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	9,564	—	9,564	—	2,480	26%
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)		184,407	675	176,217	675	134,270	76%
	特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		71,141	23,636	63,950	2,363	37,522	57%
	トラザクター向け	3	19,832	0	1,983	668	34%
不動産関連向け		130,203	—	129,450	—	93,789	72%
	自己居住用不動産等向け	116,156	—	115,592	—	75,752	66%
	賃貸用不動産向け	10,479	—	10,314	—	12,811	124%
	事業用不動産関連向け	3,567	—	3,544	—	5,225	147%
	その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
	A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		24,491	—	22,988	—	28,735	125%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		4,470	28	3,591	2	4,008	112%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		1,810	—	1,809	—	1,712	95%
取立未済手形		145	—	145	—	29	20%
信用保証協会等による保証付		54,527	9	53,218	0	2,469	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
株式等		8,244	—	8,244	—	10,717	130%
合 計						436,267	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ、標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	2024年度															
現金	99,758	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,203	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	238	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	484	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	14,473	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	1,689	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	913	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	2,406	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	57,394	-	3,308	-	-	-	-	-	-	1,345	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	2,962	-	1,537	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1,808	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	19,250	-	-	-	-	-	-	-	1,113	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	884	-	-	-	-	-	-	-	1,113	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	18,808	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	18,808	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	70	-	-	-	-	-	-	-	-	458	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	113	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	219	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	36,646	21,320	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	163,234	23,730	-	97,550	-	3,308	-	-	-	-	-	1,113	4,096	-	-	-

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	94%	100.00%	105%	110.00%	113%	130.00%	150%	250%	400.00%	その他	合計
	2024年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99,758
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,203
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	723
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,473
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,689
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	913
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,406
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	62,048
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,499
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	1,815	-	89,137	-	-	42,026	-	-	-	-	-	-	-	-	134,791
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	45,789	-	-	-	-	238	-	-	-	-	-	-	-	-	66,392
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,998
不動産関連向け	-	101,529	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,574	-	-	-	136,912
自己居住用不動産等向け	-	101,529	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	120,338
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	845	-	-	-	845
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,729	-	-	-	15,729
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,349	-	-	-	6,349
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,338	-	-	-	-	1,235	-	-	-	3,102
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,467	-	-	-	-	-	-	-	-	1,581
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	219
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57,967
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,729	7,904	-	17,633
合計	-	149,134	-	89,137	-	-	45,072	-	-	-	-	24,159	9,729	7,904	-	618,170

(単位：百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
		0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
		2025年度															
現金		4,379	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け		127,563	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け		2,401	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	702	-	-	-
国際決済銀行等向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け		43,343	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け		-	1,704	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け		-	-	-	1,503	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け		-	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け		5,130	7,886	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け		502	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		-	-	-	70,682	-	26,268	-	-	-	-	-	-	806	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		-	-	-	3,889	-	5,174	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)		-	300	-	18,690	-	-	-	-	-	-	-	-	23,724	-	-	-
特定貸付債権向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け		-	-	-	21,779	-	-	-	-	-	-	-	1,086	-	-	-	-
トランザクター向け		-	-	-	897	-	-	-	-	-	-	-	1,086	-	-	-	-
不動産関連向け		-	-	-	19,895	-	847	-	107	-	-	-	762	-	-	347	-
自己居住用不動産等向け		-	-	-	19,895	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け		-	-	-	-	-	847	-	107	-	-	-	762	-	-	347	-
事業用不動産関連向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C 向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		-	-	-	54	-	-	-	-	-	-	-	-	1,549	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		-	-	-	121	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形		-	-	-	145	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付		28,521	24,698	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		211,841	35,590	-	132,872	-	27,115	-	107	-	-	-	1,848	26,782	-	347	-

(単位：百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
		70%	75%	80%	85%	90%	94%	100.00%	105%	110.00%	113%	130.00%	150%	250%	400.00%	その他	合 計
		2025年度															
現金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,379
我が国の中央政府及び中央銀行向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	127,563
外国の中央政府及び中央銀行向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,103
国際決済銀行等向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43,343
外国の中央政府等以外の公共部門向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,704
国際開発銀行向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,503
地方公共団体金融機構向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000
我が国の政府関係機関向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,016
地方三公社向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	502
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97,756
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,064
カバード・ボンド向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)		-	4,709	-	95,730	-	-	33,736	-	-	-	-	-	-	-	-	176,893
特定貸付債権向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け		-	43,080	-	-	-	-	367	-	-	-	-	-	-	-	-	66,313
トランザクター向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,984
不動産関連向け		-	95,861	-	-	150	-	-	629	-	-	-	10,849	-	-	-	129,450
	自己居住用不動産等向け	-	95,697	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	115,592
	賃貸用不動産向け	-	164	-	-	-	-	-	629	-	-	-	7,455	-	-	-	10,314
	事業用不動産関連向け	-	-	-	-	150	-	-	-	-	-	-	3,393	-	-	-	3,544
	その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,988	-	-	1,503	24,491
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		-	-	-	-	-	-	1,146	-	-	-	-	1,654	-	-	-	4,404
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		-	-	-	-	-	-	1,688	-	-	-	-	-	-	-	-	1,809
取立未済手形		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	145
信用保証協会等による保証付		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53,219
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,244	-	-	8,244
合 計		-	143,651	-	95,730	150	-	36,938	629	-	-	-	35,491	8,244	-	1,503	758,846

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額

(単位:百万円、%)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	384,346	10,547	10%	381,331
40%～70%	32,886	22,013	54%	44,876
75%	158,911	1,531	11%	152,047
80%	0	0	—	—
85%	94,458	507	99%	89,137
90%～100%	61,468	3,092	90%	61,912
105%～130%	0	0	—	—
150%	80,084	19	10%	79,962
250%	41,140	0	—	40,738
400%	8,893	0	—	8,893
1250%	0	0	—	—
その他	3,805	—	—	10,025
合 計	865,995	37,711	—	868,925

(単位:百万円、%)

令和7年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	402,376	10,628	10%	407,527
40%～70%	31,693	10,864	10%	28,978
75%	150,545	1,773	10%	143,651
80%	1,004	0	—	—
85%	101,675	327	100%	95,730
90%～100%	39,383	735	52%	37,089
105%～130%	640	0	—	629
150%	36,249	20	10%	35,491
250%	8,244	0	—	8,244
400%	0	0	—	—
1250%	0	0	—	—
その他	1,503	—	—	1,503
合 計	773,316	24,350	—	758,846

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	976	851	6,866	49,089	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
① 派生商品取引合計	4,214	—	4,214	—
(i) 外国為替関連取引	423	—	423	—
(ii) 金利関連取引	1,377	—	1,377	—
(iii) 株式関連取引	710	—	710	—
(iv) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	1,702	—	1,702	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	4,214	—	4,214	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 該当ございません

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	4,797	—	2,592	—
(i)貸出債権	4,797	—	2,592	—
(ii)その他	—	—	—	—

b. 再証券化エクスポージャー 該当ございません

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和6年度		令和7年度		令和6年度		令和7年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
15% ～ 50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50% ～ 100%未満	4,797	—	2,592	—	126	—	52	—
100% ～ 250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	4,797	—	2,592	—	126	—	52	—

(注) 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

b. 再証券化エクスポージャー 該当ございません

③保有する証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

適用はございません

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

（注）当該エクスポージャーには「リスク・ウェイトのみなし計算」が適用されるエクスポージャーの裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

1. 貸借対照表の計上額及び時価

（単位：百万円）

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	10,943	10,943	9,933	9,933
非 上 場 株 式 等	33,547	—	5,193	—
合 計	44,490	10,943	15,126	9,933

2. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 （単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	3,448	731
売 却 損	6,378	156
償 却	—	0

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

3. 貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額 （単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	1,979	1,018

（注）出資又は株式等エクスポージャーに該当するその他有価証券の評価損益の額を記載しております。

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 該当ございません

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	37,596	55,265
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	1,501
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

IRRBB 1：金利リスク

（単位：百万円）

項 番		イ		ロ		ハ		ニ	
		ΔEVE		ΔNII		ΔNII		ΔNII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	1,490	2,097	1,705	415				
2	下方パラレルシフト	56	191	0	0				
3	スティープ化	233	527						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	1,490	2,097	1,705	415				
		ホ		ヘ					
		令和6年度		令和7年度					
8	自己資本の額	54,528		55,557					

（注）金利リスクの算定手法の概要は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

【自己資本の充実の状況 連結編】

1. 自己資本の構成に関する事項

連結自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	54,227	55,462
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,382	3,353
うち、利益剰余金の額	50,929	52,196
うち、外部流出予定額(△)	65	63
うち、上記以外に該当するものの額	△ 19	△ 24
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	671	516
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	671	516
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	54,898	55,978
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	298	343
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	298	343
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	298	343
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	54,600	55,635
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	486,039	437,361
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケットリスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	32,801	34,858
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	518,840	472,219
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))	10.52%	11.78%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社（資本控除となる非連結子会社等）のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 該当ございません

3. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	486,039	19,441	437,361	17,494
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	449,539	17,981	384,701	15,388
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,104	84	351	14
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	70	2	170	6
国際開発銀行向け	200	8	300	12
地方公共団体金融機構向け	50	2	100	4
我が国の政府関係機関向け	240	9	788	31
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	15,531	621	24,364	974
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,870	74	2,480	99
カバードボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	131,240	5,249	134,270	5,370
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	38,932	1,557	37,522	1,500
トランザクター向け	678	27	668	26
不動産関連向け	104,770	4,190	93,789	3,751
自己居住用不動産等向け	79,908	3,196	75,752	3,030
賃貸用不動産向け	1,268	50	12,811	512
事業用不動産関連向け	23,593	943	5,225	209
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	41,441	1,657	28,735	1,149
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	3,442	137	4,008	160
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,490	59	1,712	68
取立未済手形	43	1	29	1
信用保証協会等による保証付	2,132	85	2,469	98
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	6,932	277	10,717	428
上記以外	100,915	4,036	45,371	1,814
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	67,190	2,687	21,999	879
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	5,136	205	4,584	183
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	9,957	398	3,510	140
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	8,908	356	5,918	236
上記以外のエクスポージャー	9,721	388	9,358	374
② 証券化エクスポージャー	3,171	126	1,302	52
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	3,171	126	1,302	52
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	31,755	1,270	51,357	2,054
ルック・スルー方式	31,755	1,270	46,335	1,853
マンドート方式	—	—	5,021	200
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (簡便法)	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	1,572	62	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	32,801	1,312	34,858	1,394
BI	21,867	—	23,239	—
BIC	2,624	—	2,788	—
ハ. 単体リスク・アセットの額の合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	518,840	20,753	472,219	18,888

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③ 3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 連結総所要自己資本額＝連結自己資本比率の分母の額×4%

4. 信用リスクに関する事項

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の期末残高＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー		
				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		有価証券等		デリバティブ取引				
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	
国	内	821,084	821,870	429,661	421,798	361,818	297,214	6,744	－	1,869	1,639	
国	外	68,912	78,327	－	－	68,912	78,327	－	－	－	－	
地域別合計		889,996	900,198	429,661	421,798	430,730	375,542	6,744	－	1,869	1,639	
製	造	業	49,506	44,857	22,302	22,598	27,204	22,259	－	－	45	220
農	業	、	159	235	159	235	－	－	－	－	－	－
漁	業		125	115	125	115	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業		36	2,256	36	32	－	2,223	－	－	－	－	
建	設	業	60,643	57,218	58,286	55,817	2,357	1,400	－	－	189	141
電気・ガス・熱供給・水道業		13,908	15,628	1,058	955	12,850	14,673	－	－	－	－	
情 報 通 信 業		7,066	8,284	863	861	6,203	7,423	－	－	5	1	
運 輸 業、郵 便 業		14,770	19,185	9,453	9,506	5,317	9,679	－	－	8	128	
卸 売 業、小 売 業		38,479	38,769	35,576	34,031	2,903	4,738	－	－	216	142	
金 融 業、保 険 業		160,106	208,647	9,243	11,605	144,118	197,042	6,744	－	24	2	
不 動 産 業		176,863	103,552	94,637	93,446	82,226	10,106	－	－	233	142	
物 品 賃 貸 業		11,022	3,275	2,509	2,664	8,512	610	－	－	－	－	
学術研究、専門・技術サービス業		3,669	4,093	3,560	4,093	108	－	－	－	10	2	
宿	泊	業	813	748	813	748	－	－	－	2	0	
飲	食	業	8,867	8,459	8,867	8,459	－	－	－	167	171	
生活関連サービス業、娯楽業		5,902	4,320	5,901	4,317	1	2	－	－	5	15	
教育、学 習 支 援 業		1,887	7,711	1,887	7,711	－	－	－	－	－	7	
医 療、福 祉		16,400	16,702	16,398	16,670	2	31	－	－	0	22	
そ の 他 の サ ー ビ ス		14,700	6,863	13,187	6,860	1,513	3	－	－	288	116	
国・地方公共団体等		78,394	113,311	14,430	17,054	63,964	96,257	－	－	－	－	
個	人	121,328	119,524	121,328	119,524	－	－	－	－	669	524	
そ	の 他	105,340	116,435	9,033	4,487	73,448	9,089	－	－	－	－	
業種別合計		889,996	900,198	429,661	421,798	430,730	375,542	6,744	－	1,869	1,639	
1 年 以 下		203,551	205,965	57,668	57,913	145,883	148,051	－	－			
1 年 超 5 年 以 下		94,133	129,355	42,328	65,097	51,804	64,257	－	－			
5 年 超 10 年 以 下		140,689	150,121	103,016	83,928	37,673	66,192	－	－			
10 年 超		347,493	294,887	224,056	213,208	123,436	81,679	－	－			
期間の定めのないもの		104,128	119,868	2,591	1,649	71,932	15,361	6,744	－			
残存期間別合計		889,996	900,198	429,661	421,798	430,730	375,542	6,744	－			

- (注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、買入金銭債権、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

13ページに記載しております。

八、業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	113	45	45	283	9	1	103	43	45	283	—	18
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	299	308	308	282	—	2	299	305	308	282	22	32
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	11	22	22	8	—	12	11	10	22	8	—	—
運 輸 業、郵 便 業	15	20	20	8	—	7	15	12	20	8	—	11
卸 売 業、小 売 業	206	262	262	257	2	23	204	239	262	257	178	34
金 融 業、保 険 業	6	5	5	0	0	1	5	3	5	0	—	0
不 動 産 業	113	293	293	286	—	1	113	292	293	286	—	2
物 品 賃 貸 業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	2	2	0	—	0	1	1	2	0	20	1
宿 泊 業	3	2	2	2	—	2	3	0	2	2	—	—
飲 食 業	99	176	177	183	4	0	94	176	177	183	11	1
生活関連サービス業、娯楽業	14	17	17	12	0	0	13	16	17	12	1	5
教育、学習支援業	2	—	—	5	—	—	2	—	—	5	—	—
医 療、福 祉	17	62	62	134	2	—	14	62	62	134	9	1
その他のサービス	39	38	38	27	0	—	38	38	38	27	6	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	13	12	12	19	0	—	13	12	12	19	—	19
合 計	957	1,270	1,270	1,515	22	54	935	1,216	1,270	1,515	250	128

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二、標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現 金	5,093	—	5,093	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	150,106	—	150,106	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,814	—	3,008	—	2,104	70%
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	16,340	—	16,340	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	700	—	70	—	70	100%
国 際 開 発 銀 行 向 け	1,002	—	1,002	—	200	20%
地方公共団体金融機構向け	500	—	500	—	50	10%
我が国の政府関係機関向け	2,400	—	2,400	—	240	10%
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	75,660	—	75,660	—	15,531	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,372	—	6,372	—	1,870	29%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	176,668	734	168,931	733	131,240	77%
特 定 貸 付 債 権 向 け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	71,200	23,536	64,025	2,367	38,932	59%
トランザクター向け	—	19,984	—	1,998	678	34%
不 動 産 関 連 向 け	137,585	—	136,912	—	104,770	77%
自己居住用不動産等向け	120,914	—	120,338	—	79,908	66%
賃 貸 用 不 動 産 向 け	851	—	845	—	1,268	150%
事業用不動産関連向け	15,818	—	15,729	—	23,593	150%
その他の不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向 け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	41,441	—	41,441	—	41,441	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	3,179	26	3,105	2	3,442	111%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,581	—	1,581	—	1,490	94%
取 立 未 済 手 形	219	—	219	—	43	20%
信用保証協会等による保証付	59,270	7	57,966	0	2,132	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株 式 等	6,093	—	6,093	—	6,932	114%
合 計					455,943	

（単位：百万円）

		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		令和7年度					
現金		4,379	—	4,379	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		127,563	—	127,563	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		3,103	—	3,103	—	351	11%
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		43,343	—	43,343	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		1,704	—	1,704	—	170	10%
国際開発銀行向け		1,503	—	1,503	—	300	20%
地方公共団体金融機構向け		1,000	—	1,000	—	100	10%
我が国の政府関係機関向け		13,016	—	13,016	—	788	6%
地方三公社向け		502	—	502	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		103,771	—	103,771	—	24,364	23%
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	9,564	—	9,564	—	2,480	26%
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)		184,407	675	176,217	675	134,270	76%
	特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		71,141	23,636	63,950	2,363	37,522	57%
	トラザクター向け	3	19,832	0	1,983	668	34%
不動産関連向け		130,203	—	129,450	—	93,789	72%
	自己居住用不動産等向け	116,156	—	115,592	—	75,752	66%
	賃貸用不動産向け	10,479	—	10,314	—	12,811	124%
	事業用不動産関連向け	3,567	—	3,544	—	5,225	147%
	その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
	A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		24,491	—	22,988	—	28,735	125%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		4,470	28	3,591	2	4,008	112%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		1,810	—	1,809	—	1,712	95%
取立未済手形		145	—	145	—	29	20%
信用保証協会等による保証付		54,527	9	53,218	0	2,469	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
株式等		8,244	—	8,244	—	10,717	130%
合 計						436,267	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ、標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	2024年度															
現金	99,758	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,203	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	238	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	484	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	14,473	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	1,689	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	913	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	2,406	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	57,394	-	3,308	-	-	-	-	-	-	1,345	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	2,962	-	1,537	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1,808	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	19,250	-	-	-	-	-	-	-	1,113	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	884	-	-	-	-	-	-	-	1,113	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	18,808	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	18,808	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	70	-	-	-	-	-	-	-	-	458	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	113	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	219	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	36,646	21,320	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	163,234	23,730	-	97,550	-	3,308	-	-	-	-	-	1,113	4,096	-	-	-

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	94%	100.00%	105%	110.00%	113%	130.00%	150%	250%	400.00%	その他	合計
	2024年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99,758
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,203
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	723
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,473
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,689
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	913
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,406
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	62,048
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,499
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	1,815	-	89,137	-	-	42,026	-	-	-	-	-	-	-	-	134,791
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	45,789	-	-	-	-	238	-	-	-	-	-	-	-	-	66,392
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,998
不動産関連向け	-	101,529	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,574	-	-	-	136,912
自己居住用不動産等向け	-	101,529	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	120,338
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	845	-	-	-	845
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,729	-	-	-	15,729
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,349	-	-	-	6,349
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,338	-	-	-	-	1,235	-	-	-	3,102
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,467	-	-	-	-	-	-	-	-	1,581
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	219
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57,967
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,729	7,904	-	17,633
合計	-	149,134	-	89,137	-	-	45,072	-	-	-	-	24,159	9,729	7,904	-	618,170

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	2025年度															
現 金	4,379	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	127,563	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,401	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	702	-	-	-
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	43,343	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	1,704	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国 際 開 発 銀 行 向 け	-	-	-	1,503	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	5,130	7,886	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 方 三 公 社 向 け	502	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	70,682	-	26,268	-	-	-	-	-	-	806	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	3,889	-	5,174	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	300	-	18,690	-	-	-	-	-	-	-	-	23,724	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	21,779	-	-	-	-	-	-	-	1,086	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	897	-	-	-	-	-	-	-	1,086	-	-	-	-
不 動 産 関 連 向 け	-	-	-	19,895	-	847	-	107	-	-	-	762	-	-	347	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	19,895	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	847	-	107	-	-	-	762	-	-	347	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C 向 け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	54	-	-	-	-	-	-	-	-	1,549	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	121	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取 立 未 済 手 形	-	-	-	145	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	28,521	24,698	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式 機 構 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	211,841	35,590	-	132,872	-	27,115	-	107	-	-	-	1,848	26,782	-	347	-

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	94%	100.00%	105%	110.00%	113%	130.00%	150%	250%	400.00%	その他	合 計
	2025年度															
現 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,379
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	127,563
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,103
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43,343
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,704
国 際 開 発 銀 行 向 け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,503
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,016
地 方 三 公 社 向 け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	502
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97,756
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,064
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	4,709	-	95,730	-	-	33,736	-	-	-	-	-	-	-	-	176,893
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	43,080	-	-	-	-	367	-	-	-	-	-	-	-	-	66,313
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,984
不 動 産 関 連 向 け	-	95,861	-	-	150	-	-	629	-	-	-	10,849	-	-	-	129,450
自己居住用不動産等向け	-	95,697	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	115,592
賃貸用不動産向け	-	164	-	-	-	-	-	629	-	-	-	7,455	-	-	-	10,314
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	150	-	-	-	-	-	-	3,393	-	-	-	3,544
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C 向 け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,988	-	-	1,503	24,491
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,146	-	-	-	-	1,654	-	-	-	4,404
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,688	-	-	-	-	-	-	-	-	1,809
取 立 未 済 手 形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	145
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53,219
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式 機 構 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,244	-	-	8,244
合 計	-	143,651	-	95,730	150	-	36,938	629	-	-	-	35,491	8,244	-	1,503	758,846

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額

(単位:百万円、%)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	384,346	10,547	10%	381,331
40% ～ 70%	32,886	22,013	54%	44,876
75%	158,911	1,531	10%	152,047
80%	0	0	—	—
85%	94,458	507	99%	89,137
90% ～ 100%	61,468	3,092	90%	61,912
105% ～ 130%	0	0	—	—
150%	80,084	19	10%	79,962
250%	41,140	0	—	40,738
400%	8,893	0	—	8,893
1250%	0	0	—	—
その他	3,805	0	—	10,025
合 計	865,995	37,711	—	868,925

(単位:百万円、%)

令和7年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	402,376	10,628	10%	407,527
40%～70%	31,693	10,864	10%	28,978
75%	150,545	1,773	10%	143,651
80%	1,004	0	—	—
85%	101,675	327	100%	95,730
90%～100%	39,383	735	52%	37,089
105%～130%	640	0	—	629
150%	36,249	20	10%	35,491
250%	8,244	0	—	8,244
400%	0	0	—	—
1250%	0	0	—	—
その他	1,503	—	—	1,503
合 計	773,316	24,350	—	758,846

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	976	851	6,866	49,089	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
① 派生商品取引合計	4,214	—	4,214	—
(i) 外国為替関連取引	423	—	423	—
(ii) 金利関連取引	1,377	—	1,377	—
(iii) 株式関連取引	710	—	710	—
(iv) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	1,702	—	1,702	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	4,214	—	4,214	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 該当ございません

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	4,797	—	2,592	—
(i) 貸出債権	4,797	—	2,592	—
(ii) その他	—	—	—	—

b. 再証券化エクスポージャー 該当ございません

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和6年度		令和7年度		令和6年度		令和7年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
15% ～ 50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50% ～ 100%未満	4,797	—	2,592	—	126	—	52	—
100% ～ 250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	4,797	—	2,592	—	126	—	52	—

(注) 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

b. 再証券化エクスポージャー 該当ございません

③ 保有する証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

適用はございません

8. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(注) 当該エクスポージャーには「リスク・ウェイトのみなし計算」が適用されるエクスポージャーの裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

1. 貸借対照表の計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	10,943	10,943	9,933	9,933
非 上 場 株 式 等	33,547	—	5,193	—
合 計	44,490	10,943	15,126	9,933

2. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	3,448	731
売 却 損	6,378	156
償 却	—	0

(注) 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

3. 貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	1,979	1,018

(注) 株式等エクスポージャーに該当するその他有価証券の評価損益の額を記載しております。

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	37,596	55,265
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	1,501
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	—	—

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

IRRBB 1 : 金利リスク

(単位:百万円)

項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	1,490	2,097	1,704	415
2	下方パラレルシフト	56	191	0	0
3	スティープ化	233	527		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,490	2,097	1,704	415
		ホ		ヘ	
		令和6年度		令和7年度	
8	自己資本の額	54,600		55,635	

(注) 金利リスクの算定手法の概要は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

開示項目一覧

信用金庫法第89条に基づく記載事項一覧

単体ベースの開示項目（信用金庫法施行規則第132条における規定）

金庫の主要な事業に関する事項

1. 直近の事業年度における事業の概況	2～4
2. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①経常収益	4
②経常利益又は経常損失	4
③当期純利益又は当期純損失	4
④出資総額及び出資総口数	4
⑤純資産額	4
⑥総資産額	4
⑦預金積金残高	4
⑧貸出金残高	4
⑨有価証券残高	4
⑩単体自己資本比率	4
⑪出資に対する配当金	4
⑫職員数	4

金庫の直近の2事業年度における財産の状況及び事業の状況

1. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	5～10
会計監査人の氏名又は名称	10
2. 主要な業務の状況を示す指標	
業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く）	11
資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	11
資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	11
受取利息及び支払利息の増減	11
総資産経常利益率	11
総資産当期純利益率	11
3. 預金に関する指標	
流動性預金、定期性預金、譲渡性預金及びその他の預金の平均残高	12
固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	12
4. 貸出金に関する指標	
手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	12
固定金利、変動金利の区分ごとの貸出金の残高	12
担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び債務保証見返額	12
用途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	12
業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	12
預貸率の期末値及び期中平均値	12
5. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	13
貸出金償却の額	13
信用金庫開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権（貸出金）	13
危険債権（貸出金）	13
3月以上延滞債権（貸出金のみ）	13
貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	13
正常債権（貸出金）	13
6. 有価証券に関する指標	
有価証券の種類別の平均残高	14
預証率の期末値及び期中平均値	14
預証率の期末値及び期中平均値	14
有価証券に関する取得価額又は契約価格、時価及び評価損益	14
規則第112条第1項5号に掲げる取引	14
有価証券の種類別の残存期間別の残高	15
7. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして 金融庁長官が別に定めるもの	15

連結ベースの開示項目（信用金庫法施行規則第133条における規定）

金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
1. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	16
2. 金庫の子会社等に関する事項	
①名称	16
②主たる営業所又は事業所の所在地	16
③資本金又は出資金	16
④事業の内容	16
⑤設立年月日	16
⑥金庫が所有する子会社等の株式等の発行済株式総数等に占める割合	16
⑦金庫の一の子会社等以外の子会社が所有する当該一の子会社等の株式等の発行済株式総数等に占める割合	16
金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
1. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	16
2. 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	16
①経常収益	16
②経常利益又は経常損失	16
③当期純利益又は当期純損失	16
④純資産額	16
⑤総資産額	16
⑥連結自己資本比率	16
金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
1. 信用金庫開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権（貸出金）	16
危険債権（貸出金）	16
3月以上延滞債権（貸出金のみ）	16
貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	16
正常債権（貸出金）	16
2. 信用金庫連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	17～21

自己資本比率規制の第3の柱による開示に基づく記載事項一覧

定性的な開示事項

単体・連結ベース	
1. 連結の範囲に関する事項	22
2. 自己資本調達手段の概要	22
3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	22
4. 信用リスクに関する事項	22
5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	22～23
6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	23
7. 証券化エクスポージャーに関する事項	23
8. オペレーショナルリスクに関する事項	23～24
9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	24
10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	24

定量的な開示事項

単体ベース	
1. 自己資本の構成に関する事項	25
2. 自己資本の充実度に関する事項	26
3. 信用リスクに関する事項	27～32
4. 信用リスク削減手法に関する事項	32
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	33
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	33
7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	34
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	34
9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	34
連結ベース	
1. 自己資本の構成に関する事項	35
2. 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の 所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	35
3. 自己資本の充実度に関する事項	36
4. 信用リスクに関する事項	37～42
5. 信用リスク削減手法に関する事項	42
6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	43
7. 証券化エクスポージャーに関する事項	43
8. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	44
9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	44
10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	44